

所沢市ナラ枯れ被害木等伐採及び植樹補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、カシノナガキクイムシが媒介するナラ菌により引き起こされるナラ枯れの被害等により枯死した立木（竹を除く。以下「ナラ枯れ被害木等」という。）の倒木、落枝等の危険性を除去することにより、市民が安全に生活できる環境を確保するため、ナラ枯れ被害木等の所有者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、所沢市補助金等交付規則（昭和55年8月1日規則第20号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、市内でナラ枯れ被害木等を所有する個人とする。ただし、補助対象者が、同一年度内に当該ナラ枯れ被害木等が存する土地について、この要綱による補助金と対象となるものが同じ補助金の交付を受けている場合を除く。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる事業をいずれも実施するものとする。

- (1) ナラ枯れ被害木等を伐採する事業（以下「伐採事業」という。）
 - (2) 伐採事業を行った土地（以下「伐採地」という。）に別表第1に規定する樹木の苗を植樹する事業（以下「植樹事業」という。）
- 2 補助対象事業は、補助対象事業を適切に遂行することができる者として市長が認めた事業者に対し依頼し、実施するものとする。
- 3 補助対象事業の補助要件、補助対象経費及び補助金額は、第1項の事業の区分に応じ、それぞれ別表第2に定めるとおりとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、規則第5条の補助金等交付申請書に補助対象事業に係る次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

- (1) ナラ枯れ被害木等の位置が確認できるもの
- (2) 補助対象事業を実施する前の状況が確認できる写真
- (3) 補助対象経費に係る見積書又はその写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、同一伐採地につき1年度1回限りとする。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、規則第7条の補助金等交付決定通知書により通知するものと

する。

(実績報告)

第6条 前条の規定による通知を受けた者は、補助対象事業が完了したときは、規則第12条第1項の補助事業等実績報告書に補助対象事業に係る次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る領収書又はその写し
- (2) 補助対象事業を実施した後の状況が確認できる写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による報告は、補助対象事業の完了後30日以内又は補助対象事業を実施した日の属する年度の3月20日のいずれか早い日までとする。

(補助金の額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定したときは、規則第13条の補助金等確定通知書により通知するものとする。

(交付請求)

第8条 前条の規定による通知を受けた者は、規則第15条第2項の補助金等交付請求書により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1 (第3条関係)

アオハダ	アカガシ	アカシデ	アカメヤナギ	イヌザクラ	イヌシデ	イロハモ
ミジ	ウワミズザクラ	エゴノキ	エノキ	オニグルミ	カツラ	クヌギ
クリ	ケヤキ	コゴメヤナギ	コナラ	ゴンズイ	シラカシ	シロダモ
ネジキ	ムク	ノキ	ハンノキ	ヒイラギ	ホオノキ	ミズキ
ヤブツバキ	ヤマザクラ	リョウブ				

別表第2（第3条関係）

事業の区分	補助要件	補助対象経費	補助金額
伐採事業	次の要件を全て満たすこと。 (1) 道路等又は建築物に隣接して存するナラ枯れ被害木等で、道路等の路肩又は建築物から30m以内に存するものであること。 (2) 当該ナラ枯れ被害木等が、道路等又は人が日常的に利用する建築物に被害を及ぼす危険性の高い樹木であること。	当該ナラ枯れ被害木等の伐採に要する経費	補助対象経費の2分の1の額。ただし、1本当たり20万円を限度とする。
植樹事業	伐採地に、伐採したナラ枯れ被害木等と同じ本数の樹木の苗を植樹するものであること。	樹木の苗の植樹に要する経費	補助対象経費の全額。ただし、1本当たり5,000円を限度とする。

備考

- 1 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 2 植樹事業において植樹した樹木については、植樹した日から5年間は、適正な管理及び育成に努めるものとする。